

岡山市議会基本条例 逐条解説

平成25年3月

岡山市議会

目 次

前文	1
第1章 総則	
第1条 目的	3
第2条 条例の遵守等	3
第2章 議会及び議員の役割等	
第3条 議会の役割及び活動原則	5
第4条 議員の責務	6
第5条 議員の役割及び活動原則	7
第6条 議員の政治倫理	7
第7条 会派	8
第3章 市民との関係	
第8条 市民参加の促進	9
第9条 広報及び広聴	10
第10条 会議等の公開	10
第4章 市長等との関係	
第11条 市長等との関係	12
第12条 議会への説明等	12
第13条 議決事件	13
第5章 議会運営	
第14条 議会運営	14
第15条 議員間討議	14
第16条 委員会	15
第17条 質疑応答の基本原則	16
第18条 会期	17
第6章 議会の機能強化	
第19条 議会の機能強化	18
第20条 専門的知見の活用	18
第21条 議会事務局の機能強化	19
第22条 議会図書室の機能強化	19
第23条 議会改革の推進	20
第7章 その他	
第24条 議員定数等	21
第25条 条例の見直し	21
附則	22

前文

わたしたち岡山市議会は、多様な歴史、文化及び地勢に富んだ地域で構成される政令指定都市の議会として、広範な市民の意見を市政に反映させていく使命を担っている。

日本国憲法に基づく地方自治制度の二元代表制の下、議会は、その持てる立法機能、監視機能、調査機能、政策形成機能等の権能を十分に発揮し、自由かつ達な議論を通して、最良の結論を導き出す役割を果たさなければならない。

ここに、わたしたち岡山市議会は、このような使命と役割を自覚するとともに、地方自治の本旨にのっとり、不断の努力の下、市民に信頼され市民に開かれた議会を目指し、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

政令指定都市である岡山市の現状を踏まえ、岡山市議会の進むべき方向を再度確認し、この条例を制定するに当たっての岡山市議会の使命、役割及び決意を述べています。

【解説】

近年の本格的な地方分権の進展に伴い、地方公共団体は、自らの責任と判断で、住民の負託に応えていかなければなりません。また、地方自治の根幹である地方議会の活性化も求められるところです。

岡山市議会は、政令指定都市の議会として、また多くの権限と責任を担う議会として、市民の広範な意見を把握し、市の政策に反映させることで、多様化する市政の諸課題を解決する使命を担っています。また、二元代表制（ 1 ）のもと、選挙で選ばれた公職として市長と対等の立場にあり、議会として自主的・自律的に活動を行い、自由かつ達な議論を通して、議会の果たすべき立法機能、監視機能、調査機能、政策形成機能等の権能（第3条参照）を十分発揮し、最良の結論を導き出す役割を果たさなければなりません。

このような使命と役割を果たすため、岡山市議会は、地方自治の本旨（ 2 ）にのっとり、市民の負託に応え、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定したことを明らかにしたものです。

【参考】

1 二元代表制 地方公共団体の基本構造として、執行機関としての独任制の市長と、議事機関としての合議制の議会を設置し、長と議会の議員をそれぞれ住民が直接選挙で選ぶ制度をとっています。これを二元代表制といいます。（憲法第93条第2項）

2 地方自治の本旨 憲法第92条において「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」と規定されています。ここでいう法律のうち最も基本的なものが地方自治法です。

地方自治の本旨とは、一般的に住民自治及び団体自治の2つの意味における地方自治を確立することとされています。

住民自治とは、その地域の住民の意思に基づいて地方行政の運営が行われていることをいいます。

団体自治とは、地方の住民の意思を反映した、国とは別の独立した統治機構が自主的に地方公共団体の事務（地方の行政）を担当する機能を有することをいいます。



第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、前文に規定する使命、役割及び決意を踏まえ、議会及び議員の在り方等に関する基本的事項を定め、合議制の機関である議会と議会を構成する議員の役割と責務を明確にし、もって市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを目的とする。

本条は、岡山市議会基本条例の目的を定めています。

【解説】

前文で述べた使命、役割及び決意を踏まえ、議員の改選により議会の構成が変わっても、変わることのない議会及び議員の活動原則、市長等との関係並びに自主的・自律的な議会活動に関する基本的事項を定め、合議制の機関である議会と議会を構成する議員の役割と責務を明確にし、この条例に規定した理念を具体化し、着実に実施することで、市民により開かれた議会となり、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを目的とすることを定めたものです。

(条例の遵守等)

第2条 議会及び議員は、この条例を遵守して議会運営を行わなければならない。
2 議会及び議員に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃しようとするときは、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

本条は、岡山市議会基本条例に対する議会及び議員の遵守義務と議会及び議員に関する例規の制定改廃時の尊重義務を定めています。

【解説】

第1条(目的)で規定しているとおり、この条例は、議会及び議員の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等を定めるなど、議会の基本事項を明文化したものであり、尊重され、遵守されなければなりません。

このため、第1項では、議会及び議員はこの条例を遵守して議会運営を行わなければならないことを、第2項では、議会及び議員に関する例規等を制定改廃しようとする際には、この条例の趣旨を尊重しなければならないことを定めています。

なお、法形式的には、この条例と他の条例とで効力の優劣をつけることはできませんが、制定目的と規定内容から、この条例が議会に関する例規等の中において優位性を持つ必要があります。したがって、議会及び議員に関する他の条例、規則及びその他の議会運営に関す

る規程を新たに制定したり，改廃しようとする場合には，この条例の趣旨を尊重し，この条例に定める内容との整合を図らなければなりません。

また，この条文の趣旨から，議会及び議員に関する他の条例，規則及びその他の議会運営に関する規程を解釈する場合においてもこの条例の内容を尊重しなければなりません。

【参考】

主な議会関係の条例，規則及びその他の議会運営に関する規程

- ・ 岡山市議会定例会条例
- ・ 岡山市議会議員の定数及び各選挙区選出議員数に関する条例
- ・ 岡山市議会会議規則
- ・ 岡山市議会委員会条例
- ・ 岡山市議会傍聴規則
- ・ 政治倫理の確立のための岡山市議会議員の資産等の公開に関する条例
- ・ 市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- ・ 市議会の議決すべき事件に関する条例
- ・ 公の施設のうち廃止し，又は長期かつ独占的な利用をさせることについて議会の議決を経なければならないものに関する条例
- ・ 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- ・ 岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例
- ・ 証人等の実費弁償に関する条例
- ・ 岡山市議会事務局設置条例
- ・ 市長の専決処分事項の指定
- ・ 議会運営委員会の決定事項

第2章 議会及び議員の役割等

(議会の役割及び活動原則)

第3条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担う。

- (1) 議案等の審議及び審査により、本市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長その他の執行機関及び公営企業管理者(以下「市長等」という。)の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- (3) 市民の多様な意見を的確に把握するとともに、市政の課題に関する調査研究を通じて、政策立案及び政策提言等を行うこと。
- (4) 意見書、決議等により、国等への意見表明を行うこと。

2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 市民の代表にふさわしい充実した審議及び審査並びに討議を行うこと。
- (2) 市民からの信頼性を高めるよう不断の努力を行い、議会運営の公正性及び透明性を確保すること。
- (3) 市民が参加しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (4) 市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、様々な機会を活用して市民への説明責任を果たすこと。

本条は、議事機関(1)として担う議会の役割を具体的に規定し、その役割を果たすための基礎である議会活動の原則を定めています。

【解説】

第1項は、議事機関としての議会の役割を規定しています。第1号は、地方自治法で定められている議会の権限(2)をもって、議案等の審議(3)、審査(4)を行い、本市の意思決定を行うことを、第2号は、市長等の事務執行の監視・評価を行うことを、第3号は、様々な広聴手段を最大限に活用して市民の多様な意見を把握するとともに、大学等の研究機関との連携なども視野に入れた市政の課題に関する調査研究を通じて、課題の解決に向けた適切かつ有効な政策立案・政策提言を行うことを、第4号は、意見書、決議等の機関意思の議決を通じて国等の関係機関に対し、様々な意見表明を行うことを、それぞれ議会の役割として明記しています。

第2項は、第1項に掲げる議会の役割を果たすための活動原則を規定しています。第1号は、住民によって直接選挙で選ばれた議員で構成される合議制の議事機関として、市民の代表としてふさわしい充実した審議・審査・討議(第15条参照)を行うことを、第2号は、議会運営の公正性、透明性を確保することを、第3号は、本会議などの傍聴制度、公聴会、参考人、請願、陳情など、法令上市民が議会に関わることのできる諸制度について、市民が参加しやすい開かれた議会となるようその運営を心掛けることを、第4号は、議事機関たる議会の活動内容について、市議会だより、市議会ホームページなど、様々な機会を最大限に

活用しながら、わかりやすい言葉や表現で市民への情報発信することを、それぞれ活動原則として明記しています。

【参考】

1 議事機関 条例の制定その他，地方公共団体の行政運営の基本的事項について，審議し，決定する権能を有する地方公共団体の機関のことをいいます。

2 議会の主な権限，機能

議決権（地方自治法第96条関係）

地方自治法の規定に基づき，予算，条例，契約等，自治体の組織や運営は議会による議決を経なければなりません。議決項目については自治法等で規定されていますが，独自に条例で議決事項を追加することもできます。

検査権，監査請求権（地方自治法第98条関係）

議会は，執行機関の事務に関する書類及び計算書を検閲し，首長，教育委員会等，その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して，当該事務の管理，議決の執行及び出納を検査することができます。また，議会は，監査委員に対し，執行機関の事務に関する監査を求め，監査の結果に関する報告を請求することができます。

意見書提出権（地方自治法第99条関係）

議会は，当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができます。

調査権（地方自治法第100条関係）

議会は，執行機関の事務に関する調査を行い，選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができます。また，議会が担うべき監視機能，調査機能，政策形成機能などを効果的に発揮するために学識経験者等の知見を活用することができます。

政策提言及び議案提出（地方自治法第112条関係）

議会の議員は，議会の議決すべき事件につき，議会に議案を提出することができます。

ただし，予算については調製・提案権限が首長にあるため，この限りではありません。

3 審議 「審議」は，本会議で付議事件について説明を聞き，質疑し，討論をし，表決するといった一連の過程を指します。

4 審査 「審査」は，委員会において，付託を受けた議案，請願等について，議論し，結論を出す一連の過程を指します。

（議員の責務）

第4条 議員は，市民の代表者としての品位を保持し，能力の向上に努めるとともに，市民の意見を的確に把握し，広い視野から情報収集を行い，市民全体の利益を勘案して職務を行わなければならない。

本条では，市民の代表者として，市民から負託を受けた議員の責務を定めています。

【解説】

市民の代表者として、市民から負託を受けた議員は、市民の信頼を損なわないよう常に品位を保持し、行政を適切に監視、評価し、さらに政策立案や政策提言等に資するため、自らの能力向上に努めるとともに、市民の様々な意見を適宜的確に把握し、広く情報収集を行い、何が市民全体の利益となるのかを見定めながら、その職務を行わなければならないという議員としての基本的な責務を定めたものです。

(議員の役割及び活動原則)

第5条 議員は、選挙により選ばれた公職にある者及び議事機関である議会の構成員として、主に次に掲げる役割を担う。

(1) 本会議及び委員会（以下「会議」という。）に出席し、議案等の審議及び審査等を行うこと。

(2) 市民の多様な意見を的確に把握するとともに、市政の課題に関する調査研究を通じて、政策立案及び政策提言等を行うこと。

2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動する。

(1) 市政全体を見据えた視点に立って、的確な判断を行うこと。

(2) 様々な機会を活用して、市民への説明責任を果たすこと。

本条は、議事機関である議会の構成員であり、公職である議員の役割と活動原則について定めています。

【解説】

第1項では、議員としての主な役割を規定しています。

第1号では、本会議、委員会に出席して、本市の意思決定に参画し、議案等の審議、審査等を行うことを、第2号では、市民の多様な意見を的確に把握し、市政の課題に関する調査研究を通じて、政策立案、政策提言等を行うことを規定しています。

次に第2項では、その役割を果たすための活動原則を規定しています。

第1号では、議員は、市民の代表として、自らの選挙区における地域的な課題だけでなく、広く市政全体を見据えた視点を持って、市政全般の課題を的確に判断することを、第2号では、議員が様々な課題に対する判断や議員活動について市民への説明責任を果たすことを定めています。

(議員の政治倫理)

第6条 議員は、市民の負託により市政に携わる権能及び職責を有することを深く認識し、政治倫理の向上と確立に努めるものとする。

本条は、議員の政治倫理の向上と確立について定めています。

【解説】

第4条で、議員の責務として品位の保持を規定していますが、特に政治倫理は、市民から強く求められているところです。このため、本条では、議員が法令遵守はもとより市民の負託に値する高い政治倫理の向上と確立に努める旨を規定しています。

なお、岡山市議会では、別途、岡山市議会議員政治倫理要綱を定めるとともに、議員の資産の状況等を市民の不断の監視と批判のもとに置くことで、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発達に資することを目的として、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条の規定に基づき、同法に定める手続きに準じて政治倫理の確立のための岡山市議会議員の資産等の公開に関する条例を制定し、資産等の公開も行っています。

(会派)

- 第7条 議員は、議会活動を円滑に実施するため、会派を結成することができる。
- 2 会派は、必要に応じて会派間の調整に努め、円滑かつ効果的な議会運営を図る。
 - 3 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言等のために調査研究を行う。
 - 4 会派は、その活動を市民に対し説明するよう努めるものとする。

本条は、議会活動を円滑に実施する機能を有する会派について定めています。

【解説】

会派は、平成12年の地方自治法改正において政務調査費の支給対象として規定され、平成24年の地方自治法改正においても政務活動費の支給対象として規定されていますが、用語に関する定義は示されていないため、本条において、会派の役割や位置づけを規定するものです。

第1項では、議員は、議会活動を円滑に実施するため、政策等に対する基本的な考え方や信条等に基づき会派を結成することができる旨を定めています。

第2項では、会派は、議会の意思決定を行う上で、必要に応じて、会派の代表者により会派間の調整に努め、円滑かつ効果的な議会運営の実施を図ることを定めています。

第3項では、会派は議員の活動を支援するとともに、政策立案や政策提言等のために調査研究を行う旨を定めています。

第4項では、会派活動の透明性を高めるため、会派はその活動を市民に対し説明するよう努めることを定めています。

第3章 市民との関係

(市民参加の促進)

第8条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参加する機会を確保するよう努めるものとする。

2 議会は、議会活動に関する情報を市民に公開し、市民に対する説明責任を果たすよう努めるものとする。

3 議会は、市民の意見及び知見を審議、審査又は調査に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等を活用するものとする。

4 議会は、請願及び陳情を市民による幅広い提案や意見と位置付け、誠実に対応するものとする。

本条は、より開かれた議会を目指し、議会に関する市民参加を促進するため、基本理念を示し、情報の公開と説明責任、市民意見や知見の把握、請願や陳情の位置付けを規定しています。

【解説】

第3条に規定する議会の役割を果たすとともに、原則に基づいた議会活動を行うためには、議会としても積極的に様々な形で市民参加を促進して、より広範な市民の意見を的確に把握し、より開かれた議会にしていくことが必要です。

第1項では、法令上市民が議会に関わることのできる諸制度を活用して市民の多様な意見を把握し、的確に議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参加する機会を確保するよう努力していくことを定めています。

第2項では、開かれた議会として、議会活動に関する情報を市民に公開することにより、透明性を高め、審議等における論点や争点を明らかにするなど、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めることを定めています。

第3項では、市民の意見や専門的知識等を議会の審議等に反映するため、地方自治法に定められた公聴会及び参考人の制度（1）を積極的に活用していくことを定めています。

請願及び陳情（2）は、市民が市議会に対し直接提案・要望を行う行為であり、市民の声を議会に直接届ける貴重な機会です。文書により議会に提出された請願及び陳情は、所管の委員会に付託されます。委員会はその内容に基づいて審査することを基本とします。このため、第4項では、請願及び陳情を市民からの幅広い提案や意見と位置付けて尊重し、誠実に対応することを定めています。

なお、第1項に掲げる理念に基づき、今後も引き続き、請願や陳情の提出者の意見陳述や市民や団体等との意見交換等の市民参加の具体的な促進策について、岡山市議会として調査、研究を行い、第3項に規定する法令上の制度等を活用して、より公正、公平で効果的な方法を検討していくこととします。

【参考】

- 1 公聴会・参考人制度関係法令
 - ・地方自治法第115条の2 第109条第5項
 - ・岡山市議会会議規則第14章第121条～第127条
 - ・岡山市議会委員会条例第21条～第27条
- 2 請願・陳情関係法令
 - ・地方自治法第124条
 - ・岡山市議会会議規則第92条～第98条

(広報及び広聴)

第9条 議会は、多様な広報及び広聴手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信並びに市民の意見の把握に努めるとともに、議会の広報及び広聴の内容及び在り方について不断に検証するものとする。

本条は、広報及び広聴機能の充実にについて定めています。

【解説】

本条では、多様な広報や広聴手段を活用し、議会活動について情報を広く公開し、自ら発信し、さらに市民の意見の把握に努めるとともに、市民と議会との接点として広報及び広聴の内容及び在り方について常に検証することを定めています。

なお、岡山市議会として、議会報告会等の議会活動に関する様々な情報を積極的に公開、発信する方法を調査、研究し、検討していくこととします。

【参考】

活動状況を情報提供するための岡山市議会の主な取組

- ・「市議会だより」の発行（年4～5回、各定例会後を原則として市内全戸に配布）
- ・点字版「岡山市議会だより」やカセットテープ及びCDデージー図書による「声の市議会だより」の発行（目の不自由な方を対象に希望者に配布 発行回数は「市議会だより」と同じ）
- ・市議会ホームページの充実（「声の市議会だより」 提出議案・議決結果 議員の議案 請願・陳情及び意見書等に対する賛否 委員長報告の概要等）

(会議等の公開)

第10条 議会は、市民に対する説明責任を果たし、市民が主体的に市政に参加することができるよう、傍聴、インターネットその他の方法で会議を公開するものとする。

2 議会は、公開した会議で使用した資料及び会議録を公開するものとする。

本条は、市民が市政に参加しやすいように、会議での質疑や議論の様子などを公開するなど、議会は、情報共有の機会の確保に努めることを定めています。

【解説】

第1項では、市民に対する説明責任を果たし、市民が主体的に市政に参加することができるよう、会議の傍聴、インターネット中継など、様々な方法により、会議の過程を公開することを定めています。

第2項では、公開した会議で使用した資料及び会議録を公開することを定めています。

なお、公文書の公開について規定するものとして、岡山市情報公開条例が定められています。

【参考】

会議等の公開のための岡山市議会の主な取組

- ・ 本会議及び委員会の傍聴
- ・ 本庁舎、分庁舎、保健福祉会館での本会議中継
- ・ インターネットによる本会議の生中継及び録画中継
- ・ ケーブルテレビによる本会議録画放送
- ・ ケーブルテレビによる本会議録画放送のDVDを市立図書館に配架
- ・ 会議録の発行及び市議会ホームページへの掲載
- ・ 常任委員会、特別委員会、議会運営委員会での資料の閲覧

第4章 市長等との関係

(市長等との関係)

第11条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を通じて、自らの役割を最大限に発揮するよう努めるものとする。

本条は、二元代表制における議会と市長等との関係について定めています。

【解説】

二元代表制の下、議会と市長等が対等で緊張ある関係を構築し、行政の適正な執行を確保するために、市長等の事務の執行の監視、評価を行うとともに、政策立案、政策提言を通じて、合議制の議事機関である議会の役割を、最大限に発揮するよう努めることを定めています。

(議会への説明等)

第12条 市長等は、重要な計画、政策、施策又は事業（以下本条において「計画等」という。）を作成し、又は変更しようとするときは、その計画等の論点を明確にすること及び水準を高めることに資するため、議会に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう努めるものとする。

- (1) 計画等の背景及び検討経緯
- (2) 市民参画の実施の有無及びその内容
- (3) 総合計画及び法令との整合性
- (4) 収支見通し

2 市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別のわかりやすい説明資料を作成するよう努めるものとする。

3 市長等は、議会から市政の調査に必要な資料提出の請求があった場合及び市政について説明を求められた場合は、これに誠実に対応するよう努めるものとする。

4 市長等は、予算の調製又は計画等の作成若しくは変更に当たっては、関連する決議に含まれる議会の意見表明及び政策提言の趣旨を尊重するものとする。

本条は、議案等の審議、審査又は調査において、市長等が議会に対して行う説明のあり方を明記するとともに、予算の調製等に当たっては、議会の決議に含まれる意見表明や政策提言の趣旨を尊重するよう定めたものです。

【解説】

議会が市長等の事務事業の監視，評価を行い，政策立案や政策提言をするためには，市長等が有する各種事務事業に関する情報を的確に把握し，有効に活用する必要があります。

地方自治法上，議会が市長等に資料の提出等を求めることができる機会としては，地方自治法第98条第1項による検閲検査権と地方自治法第100条による調査権を行使する場合がありますが，重要な計画等や予算・決算，調査等に係る一般的な資料提供，議会からの説明請求に関する規定はありません。

そのため，これまで慣例や市長等からの情報提供であったこれらの対応について，今後も適切に行われるよう，議会からの必要に応じた資料の提供や説明の求めに対して，市長等が適切に対応するよう努める旨を規定するものです。

第1項では，市長等が提案する重要な計画等については，議員が十分な情報に基づいて審議，審査することにより，その論点を明確にし，政策等の水準を高めるため，第1号から第4号までの事項について明らかにするよう努めることを定めています。

なお，重要な計画等に該当するかどうかは，一義的には市長等の判断によるものとなります。

第2項では，市長が提出する予算や決算について，わかりやすい説明資料の作成に努めることを定め，第3項では，市長等は議会から市政の調査に必要な資料提出の請求や市政についての説明を求められた場合は，誠実に対応するよう努めることを定めています。

第4項では，市長等は予算の調製や重要な施策の作成等に当たり，それらに関連する決議に含まれる議会の意見表明や政策提言の趣旨を尊重することを定めています。

(議決事件)

第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については，別に条例で定める。

本条は，地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件について，別に条例で定める旨を規定しています。

【解説】

地方自治法第96条第1項の規定に基づき，予算，条例，契約等が議決事件として定められていますが，同条第2項では，国の安全に関する事その他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないとして政令で定められた法定受託事務を除き，独自に条例で議会の議決事件として追加することができるものと定められています。この規定を有効に活用し，議決事件を追加することにより，議会権限を拡大し，執行機関への監視機能を強化するとともに，市政に対し，議会としてより多くの責任を果たしていくことができます。

第5章 議会運営

(議会運営)

第14条 議会は、公正、公平かつ円滑な議会運営に努めなければならない。
2 議会運営に関わる事項については、この条例の趣旨にのっとり、議会運営委員会で協議し、調整する。

本条は、議会は、公正、公平かつ円滑な議会運営に努めなければならないという原則を掲げ、その協議、調整機関として議会運営委員会の役割を定めています。

【解説】

第1項では、議会は、市民の意見を集約して市政に反映するという重要な機関であり、その責任を果たすため、公正、公平かつ円滑な議会運営に努めなければならないと定めています。

第2項では、この条例の趣旨にのっとり、公正、公平かつ円滑な議会運営を図るために、議会運営委員会で協議し、調整を行うことを定めています。

(議員間討議)

第15条 議員は、言論の府である議会の権能を発揮し、政策立案及び政策提言等を積極的に行うため、会議において、議員相互間の討議に努めるものとする。

本条は、本会議及び委員会において、議員相互間の積極的な討議に努め、議会の権能を発揮し、政策立案、政策提言等を行うことを定めています。

【解説】

国の地方分権改革に関する取組が進む中で、地方公共団体が地方自治の本旨に基づいて地方の行政運営を自ら決定する範囲が拡大してきており、これまで法令で規定されていた様々な許認可基準などについては条例で定めることとされるなど、法令による義務付け、枠付けの見直しがさらに拡大することが予想されます。このような背景の下で、予算や条例の制定、改廃を議決し、また執行機関の事務執行について監視・評価をすべき議会の権能はこれまで以上に重要なものとなってきており、執行部から提出された議案について単に可否を議決するのみならず、必要があればその議案を修正し(地方自治法第115条の3)、また新たな議案を提出するなど(地方自治法第112条)、適時適切な議会側の主体的なアクションが行われる必要があり、そのためにも会議における審議の充実が求められています。

本条は、議会がその権能を発揮し、政策立案や政策提言等を行っていくために、会議に付された事件について、議員がそれぞれの立場でその適否について意見を述べ合い、論点を明

確にするとともに、最も妥当な結論に帰結していく過程の中で、議員相互間の討議に努めなければならないという理念を定めるものです。

なお、この議員間討議の基本理念は、この条例中、重要な理念の一つであり、他の条文の解釈においても常に配慮される必要があります。

(委員会)

- 第16条 議会は、常任委員会及び議会運営委員会を置き、必要に応じて特別委員会を置く。
- 2 常任委員会は、その所管に属する市の事務に関する調査を積極的に行い、議案等を審査する。
- 3 議会運営委員会は、適正かつ効率的な議会運営の実現に資するため、議会の運営に関する事項等について調査を行い、議案等を審査する。
- 4 特別委員会は、その目的、委員の数、設置する期間を明確にして、特定の付議事件を審査する。
- 5 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査に当たり、市長等に資料の提出を請求することができる。この場合において、市長等は、誠実に対応しなければならない。

本条は、議会に置かれる常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会について、その活動及び設置の在り方等について定めています。

【解説】

委員会は、議会が意思決定機関として合理的な活動を行うため、議会の構成員たる議員の一部をもって構成される会議体によって、より効果的・効率的に審議活動を行うことを目的として条例で設置することができるものであり、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会があります。

第1項は、各委員会を設置することについて定めたものです。

第2項は、常任委員会が、その所管に属する市の事務に関する調査及び議案、請願等の審査を行うことを定めたものであり、現在、岡山市には6つの常任委員会が設置されています。

第3項は、議会運営委員会について規定したものであり、適正かつ効率的な議会運営を行うため、議会運営全般について協議し、意見調整を図るとともに、常任委員会と同様に、その所管に属する議案、請願等の審査も行なうことを定めています。

第4項は、特別委員会について規定したものであり、2つ以上の常任委員会に関係する事件、または特に重要な事件であって、特別の構成員により集中的に審査する必要がある場合等に、常任委員会や議会運営委員会とは別に、その目的、委員の数、設置する期間を明確にして特別委員会を設置し、特定の付議事件を審査することを定めています。

第5項は、委員会での議案等の審査や所管事務の調査において、市長等に資料等の提出を請求ことができ、これに対して市長等は誠実に対応しなければならないことを定めてい

ます。

なお、地方自治法上、委員会に資料請求権が認められているわけではありませんが、委員会が市長等に対して必要な資料の提出を請求し、市長等が誠実に対応することは、議案等の適否を判断し、効果的な所管事務の調査を実施する上で必要なことであり、本規定はこのことを明文化したものです（第12条参照）。

【参考】

委員会関係法令

- ・ 地方自治法第109条
- ・ 岡山市議会会議規則第68条～第80条
- ・ 岡山市議会委員会条例

（質疑応答の基本原則）

第17条 議員は、質疑し、又は質問しようとするときは、議案及び市政の課題等について、市民に対して論点及び争点が明らかになるよう努めなければならない。この場合において、答弁を行う者は、誠実に対応しなければならない。

2 会議における質疑応答については、わかりやすく効果的な方法により行うものとする。

3 答弁を行う者は、論点を明確にするために、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。

本条は、質疑応答の基本原則について定めています。

【解説】

議案や市政の課題等のために議員が行う質疑や質問について、市民に対して論点や争点が明らかになるよう努め、わかりやすく効果的な方法により行うことや、論点を明確にするために答弁者の反問権についても明記するなど、質疑応答の基本原則を定めています。

なお、本条は、議員と市長等との質疑応答に限定されるものではなく、議員提案の議案に関する提案理由に対する質疑や、委員長報告に対する質疑等、議員間で行う質疑応答にも適用されます。

第1項では、議員が質疑、質問しようとするときは、議案や市政の課題等について論点や争点が明確になるよう努め、また、その質疑、質問に答える者も誠実に答弁することを定めています。

第2項では、本会議や委員会等での質問と答弁の方法については、一問一答方式などの様々な質疑応答方式を検討、検証しながら、わかりやすく効果的な方法を採用することを定めています。

第3項では、答弁を行う者は、論点を明確にするために、本会議や委員会の場において議長や委員長の許可を得て、反問することができることを定めています。答弁を行う者に対し

て反問権を付与することによって、論点が明確になり掘り下げた議論が期待できるとともに、議員自らにも市政全般に対するさらなる研鑽が求められます。

(会期)

第18条 議会は、市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、十分に審議を尽くすことができる会期を定める。

本条は、議会の会期について定めています。

【解説】

本会議は、定例会と臨時会があり、定例会は、各市の議会定例会条例及び同規則の規定に基づき、首長により招集されます。臨時会は必要がある場合に、付議すべき事件を告示して招集されます。

招集されると、地方自治法第102条の規定に基づき、議会が議会としての権限を行使し、法的に活動することができる期間、すなわち会期を、議会が議決により自主的に定めます。

市政の課題に的確かつ柔軟に対応できるよう本会議を開催するためには、十分に審議を尽くすことができる会期が必要であり、本条ではその旨を定めています。

【参考】

- ・ 定例会
現在のところ多くの地方議会が定例会については4会期制をとっています(岡山市議会は2月、6月、9月、11月)。
- ・ 臨時会
臨時会の招集について、その多くの場合は首長の判断で必要があるときに招集を行いますが、議長が議会運営委員会の議決を経て、付議事件を示して招集を請求したとき、または議員定数の4分の1以上の者が付議すべき事件を示して招集を請求したときは、首長は請求のあった日から20日以内に臨時会を招集しなければなりません。
一方、平成24年の地方自治法の改正により、議長及び議員から上記の方法により臨時会の請求があった場合に、首長がこの請求のあった日から20日以内に臨時会を招集しないときは、議長が臨時会を招集することができるように改正されました。
- ・ 通年会期制
上記の法改正により、地方公共団体の議会について、定例会・臨時会の区分を設けず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とする通年会期制をとることもできるようになりました。
通年会期制を選択した場合には、条例で定める日の到来をもって首長が議会を招集したものとみなされることになり、首長による議会の招集は省略されます。また、議会は会議を開く定例日を条例で定めることになり、これに対し、首長は随時会議の開催を議会に請求することができます。
- ・ 会期等関係法令
 - ・ 地方自治法第101条、第102条、第102条の2
 - ・ 岡山市議会定例会条例
 - ・ 岡山市議会定例会規則
 - ・ 岡山市議会会議規則

第6章 議会の機能強化

(議会の機能強化)

第19条 議会は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに議会が行う政策立案及び政策提言等に関する機能を強化するものとする。

本条は、議会の機能強化について定めています。

【解説】

議会は、二元代表制の一翼を担う議事機関として、議決権、検査権、監査請求権、意見書提出権、調査権など、多くの権限（第3条参照）を持っています。議会が持つこれらの機能を強化することにより、これまで以上に市長等の事務の執行を監視し、政策の効果をより適切に評価することにつながるとともに、議会からの政策立案や政策提言等をより積極的かつ効果的に行うことが可能となります。

(専門的知見の活用)

第20条 議会は、議案の審議及び審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査に当たり、学識経験者等を積極的に活用するものとする。
2 議会は、前項の専門的事項に係る調査のために必要があると認めるときは、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができる。

本条は、地方自治法上の制度である専門的知見の活用について定めています。

【解説】

専門的事項に関する調査を行うに当たっては、従来から公聴会や参考人の制度（第8条第3項参照）がありましたが、これらはあくまで意見聴取にとどまっていた。このため、議会における審議の充実と政策形成機能の強化を図るため、平成18年の地方自治法改正により専門的知見の活用の規定（地方自治法第100条の2）が追加され、議案の審議、審査又は市の事務の調査に関して、議会の議決を経て、学識経験者等に専門的な調査をさせることができるようになりました。本条は、この制度を積極的に活用していくことを明記したものです。

第1項では、議会が議案の審議、審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を行うに当たり、学識経験者等を積極的に活用することを定めています。

第2項では、議会が必要があると認めるときには、学識経験者等で構成する調査機関を設置することを定めています。

(議会事務局の機能強化)

第 2 1 条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会機能の充実を図るため、議会活動を補佐する議会事務局の機能の強化に努めるものとする。

本条は、議会事務局の機能の強化について定めています。

【解説】

議会事務局は、地方自治法第 1 3 8 条第 2 項により議会に設置できると規定されています。岡山市議会では、岡山市議会事務局設置条例等に基づき、議会事務局を設置し、議長の指揮監督のもとで事務局長は議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務を行っています。

二元代表制の一翼を担う議会は、その政策立案、政策提言能力を向上させ、その機能をより一層充実させることが求められており、議会の庶務的事務や議長及び議員の職務を補助する組織として設置された議会事務局の役割も増大しています。このため、議会事務局も従来の庶務的機能や補助的機能、さらには調査や政策法務等の機能の充実を図り、体制を強化することが必要となります。

(議会図書室の機能強化)

第 2 2 条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

本条は、議員の政策立案や政策提言等に役立つように、議会図書室の充実を図ることを定めています。

【解説】

議会図書室は、地方自治法第 1 0 0 条第 1 8 項により、議員の調査研究のため、議会に設置することが義務付けられており、官報や公報だけでなく、専門性の高い自治体情報誌や各種白書なども所蔵しています。また、同条第 1 9 項により、議員だけでなく市民の利用も可能となっています。

議会図書室を適正に管理運営するとともに、議員の調査、研究などのために有効に活用されるようさらに工夫し、内容の充実と利用促進を図っていきます。

(議会改革の推進)

第 2 3 条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、情報通信技術の進展も視野に入れ、継続的な議会の改革に取り組むものとする。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の規定による取組を行うため、議員で構成する検討組織を設置することができる。

本条は、継続的に議会改革の推進に取り組むことを定めています。

【解説】

議会は、社会環境等の変化により新たに生ずる市政の課題等に適切かつ迅速に対応する必要があります。また、本会議や委員会の運営、各種連絡等をより効率的、効果的に行う必要もあり、第 1 項では、最新の情報通信技術の利用も検討しながら継続的な議会の改革に取り組むことを定めています。

第 2 項では、継続的な議会の改革に取り組むため、議会が必要と認めるときは、議員で構成する検討組織を設置することができる旨を定めています。

第7章 その他

(議員定数等)

第24条 議員定数，定例会の回数，委員会，政務活動費，議員報酬及び費用弁償
に関しては，別に条例で定める。

本条は，議会及び議員に関する基本的事項である議員定数，定例会の回数，委員会，政務活動費，議員報酬及び費用弁償について他の条例で定める旨を規定しています。

【解説】 別に定める条例及びその条例の委任により制定された規則は下記のとおりです。

議員定数・・・岡山市議会議員の定数及び各選挙区選出議員数に関する条例

定例会の回数・・・岡山市議会定例会条例，岡山市議会定例会規則

委員会・・・岡山市議会委員会条例

政務活動費・・・岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例，

岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する規則

議員報酬及び費用弁償・・・議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

(条例の見直し)

第25条 議会は，社会情勢の変化，市民の意見等を踏まえ，この条例の施行の状況について検討を加えるとともに，必要に応じて条例の見直しを行うものとする。

本条は，この条例の施行の状況についての検討を加え，必要に応じて条例の見直しを行うことを定めています。

【解説】

社会情勢の変化や市民から寄せられる意見等を踏まえ，議会としてこの条例の施行の状況を把握，検討していくことが大切です。また，議会改革の推進のために，必要に応じて，条例の見直しを行うことを定めています。このことにより，この条例は，常に進化していくものであることを示しています。



附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

条例の施行日を平成25年4月1日とするものです。

「施行」とは、法令の効力を一般的、現実的に発動し、作用することです。法令は、それが公布され、施行されて初めて効力が発生します。